



工事現場の安全管理について（通知）

技術基準の種類:安全対策
通知日:平成12年8月21日

管 号 外
平成12年8月21日

部 内 各 課（室）長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫路鳥取線用地事務所長

} 様

管 理 課 長
(公 印 省 略)

工事現場の安全管理について（通知）

最近、県発注の工事において人身事故が多発しております。日頃から、工事現場における安全管理の指導をお願いしているところですが、今後とも、請負者に対する一層の指導をお願いします。
また、監督員、検査員等が立会、検査等により現場に入場する際も、職員の安全を確保するため、下記事項に留意の上、適切な作業服、保護帽(ヘルメット)の着用及び長靴又は安全靴等の着用を徹底させてください。

記

- 1 労働安全衛生規則により、工事中の現場では、保護帽の着用が義務付けられていること。
- 2 同規則により、現場条件によっては安全靴の使用が義務付けられていること。
- 3 監督員等は安全管理を指導する立場にあること。